

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案についての意見・情報の募集について

令和 7 年 12 月 27 日
農林水産省消費・安全局

この度、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上で、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項に基づく農薬登録の申請においては、農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）第 2 条に規定する農薬の登録申請時に提出すべき資料が定められているところですが、試験の種類、試験を実施するに当たって必要とされる条件、試験方法等の詳細については「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）に示しています。

今般、農業資材審議会農薬分科会の下に設置された各部会において了承された事項の反映等を行う改正を予定しております。

つきましては、本件に関し、意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）
- (2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

- (2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

頂いた御意見については、個人情報を除き全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

また、提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認等に利用するほか、当該意見・情報の内容に応じて、農林水産省内の関係部署、関係府省等に共有することがあります。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和7年12月27日～令和8年1月25日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案（新旧対照表）